

第250期 決算公告

2025年6月20日

岐阜市神田町八丁目26番地
株式会社 十六銀行
取締役頭取 石黒明秀

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現 金 預 け 金 | 1,072,507 | 預 金 | 6,369,369 |
| 商 品 有 価 証 券 | 9 | 譲 渡 性 預 金 | 13,000 |
| 金 銭 の 信 託 | 7,024 | 売 現 先 勘 定 | 80,012 |
| 有 価 証 券 | 1,305,655 | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 | 118,400 |
| 貸 出 金 | 5,032,760 | 借 用 金 | 488,100 |
| 外 国 為 替 | 7,368 | 外 国 為 替 | 437 |
| そ の 他 資 産 | 24,463 | 信 託 勘 定 借 | 223 |
| 有 形 固 定 資 産 | 52,712 | そ の 他 負 債 | 32,769 |
| 建 物 | 8,770 | 賞 与 引 当 金 | 1,083 |
| 土 地 | 40,505 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 5,130 |
| リ ー ス 資 産 | 32 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 207 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 3,404 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 421 |
| 無 形 固 定 資 産 | 7,218 | 繰 延 税 金 負 債 | 11,505 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 4,097 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 6,558 |
| の れ ん | 1,406 | 支 払 承 諾 | 13,291 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 1,714 | 負 債 の 部 合 計 | 7,140,511 |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 20,417 | (純資産の部) | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 24 | 資 本 金 | 36,839 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 13,291 | 資 本 剰 余 金 | 52,015 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 20,657 | 利 益 剰 余 金 | 246,570 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 335,424 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 28,228 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 379 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 12,270 |
| | | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 5,983 |
| | | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 46,861 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 382,286 |
| 資 産 の 部 合 計 | 7,522,798 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 7,522,798 |

連結損益計算書 〔 2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|------------------|--------|---------|
| 経常収益 | | 100,892 |
| 資金運用収益 | 63,777 | |
| 貸出金利息 | 42,009 | |
| 有価証券利息配当金 | 18,270 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 1 | |
| 預け金利息 | 2,258 | |
| その他の受入利息 | 1,236 | |
| 信託報酬 | 2 | |
| 役員取引等収益 | 20,056 | |
| その他の業務収益 | 651 | |
| その他の経常収益 | 16,404 | |
| その他の経常収益 | 16,404 | |
| 経常費用 | | 72,054 |
| 資金調達費用 | 9,355 | |
| 預金利息 | 3,595 | |
| 譲渡性預金利息 | 9 | |
| 売現先利息 | 4,991 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 276 | |
| 借入金利息 | 464 | |
| その他の支払利息 | 17 | |
| 役員取引等費用 | 5,769 | |
| その他の業務費用 | 16,625 | |
| 営業経費 | 38,071 | |
| その他の経常費用 | 2,232 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 883 | |
| その他の経常費用 | 1,349 | |
| 経常利益 | | 28,837 |
| 特別利益 | | 1,924 |
| 固定資産処分益 | 0 | |
| 退職給付信託返還益 | 1,923 | |
| 特別損失 | | 677 |
| 固定資産処分損失 | 114 | |
| 減損損失 | 562 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 30,084 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,947 | |
| 法人税等調整額 | 145 | |
| 法人税等合計 | | 9,093 |
| 当期純利益 | | 20,990 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 20,990 |

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 2社

十六ビジネスサービス株式会社

十六信用保証株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 9社

主要な会社名

十六フロンティア第3号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

- (2) 持分法適用の関連法人等 0社

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 9社

主要な会社名

十六フロンティア第3号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 0社

- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等

当該他の会社等の数 1社

関連法人等としなかった理由

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式を所有しているものであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は全て3月末であり、連結決算日と一致しております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

5. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記①のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 4年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号2022年4月14日。以下「銀行等監査特別委員会報告第4号」という。）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権及びこれに相当する信用リスクを有する要注意先債権（以下「要管理先等債権」という。）については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、住宅ローンと住宅ローン以外の債権のグループ別に、要管理先等債権は3年間、その他の債権は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び要注意先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権（以下「キャッシュ・フロー見積法適用債権」という。）については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象（有価証券）とヘッジ手段（金利スワップ）を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フローを相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

重要な会計上の見積り

貸倒引当金

1. 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金 20,657 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、連結注記表「5. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

① 債務者区分の決定、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローの見積りに利用している債務者及び経営改善計画を策定している債務者の業績予測においては、入手可能な情報に基づく仮定をしております。

特に経営改善計画については、将来の売上予測や費用削減の見込み、今後の資金繰りの見通しなどの将来の業績予測に基づき作成されており、その合理性・実現可能性に関しては、債務者が属する業界動向や個々の経営改善施策に基づき判断しております。

② キャッシュ・フロー見積法適用債権を除き、正常先債権については総体として過去に有していた正常先債権、その他の要注意先債権については総体として過去に有していたその他の要注意先債権、要管理先等債権については総体として過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

外部環境や債務者の内部環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りの変動や実際の貸倒損失の発生が当初の予想と異なることにより引当額が増減し、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(退職給付信託の一部返還)

当行は、年金財政健全化のため退職給付信託を設定しておりますが、年金資産が退職給付債務に対して積立超過の状況にあり、その状況が継続することが見込まれることから、退職給付信託の一部返還を受けました。

これに伴い、当連結会計年度において退職給付信託返還益 1,923 百万円を特別利益に計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金の総額 1,398 百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計 24,494 百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返等の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

| | |
|--------------------|---------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 12,009 百万円 |
| 危険債権額 | 44,914 百万円 |
| 要管理債権額 | 1,667 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 11 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 1,656 百万円 |
| 小計額 | 58,591 百万円 |
| 正常債権額 | 5,041,301 百万円 |
| 合計額 | 5,099,892 百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,852百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|-------|-------------|
| 有価証券 | 275,292 百万円 |
| 貸出金 | 962,265 百万円 |
| その他資産 | 225 百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-------------|-------------|
| 預金 | 101,625 百万円 |
| 売現先勘定 | 80,012 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 118,400 百万円 |
| 借入金 | 488,100 百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券39,094百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金4,359百万円、金融商品等差入担保金648百万円、保証金1,353百万円及び中央清算機関差入証拠金3,313百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,097,546百万円(総合口座取引に係る融資未実行残高458,382百万円を含む。)であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,072,754百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,551百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 59,744百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 982百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は50,310百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託223百万円であります。

12. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 165百万円

13. 連結自己資本比率(国内基準)は、10.27%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益15,779百万円を含んでおります。

2. 包括利益 △18,512百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、金融サービスに係る事業を行っております。

中核となる銀行業務においては、預金の受け入れによる調達に加え、借入金等による資金調達を行い、事業性融資及び住宅ローンを中心とした貸出金による運用、債券を中心とした有価証券投資運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行グループでは、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産のうち、貸出金については、一般事業先、個人及び地方公共団体などに対するものでありますが、貸出先の財務状況の悪化等により貸出金の価値が減少もしくは消失し損失を被るリスク(信用リスク)及び金利の変動により損失を被るリスク(金利リスク)を有しております。

有価証券については、国内債券、外国証券、株式、投資信託、投資事業組合などを、主にその他目的(純投資目的及び政策投資目的)で保有しているほか、国内債券の一部を満期保有目的で保有しております。これらは、それぞれ金利リスク、価格変動リスク、信用リスク、市場流動性リスク等を有しております。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクであります。

預金及び借入金等は、金利リスク及び流動性リスクにおける資金繰りリスクを有しております。資金繰りリスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることで損失を被るリスクであります。

デリバティブ取引は、金利関連では、金利スワップ取引・キャップ取引・フロア取引・金利先物取引、通貨関連では、先物為替予約・直物為替先渡取引(NDF)・通貨スワップ取引・通貨オプション取引、有価証券関連では、債券先物取引・債券先物オプション取引・債券店頭オプション取引・株価指数先物取引・株価指数先物オプション取引・個別証券オプション取引であります。

お取引先のニーズにお応えするほか、当行グループの資産・負債の金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクが過大とならないようリスク量をコントロールするためデリバティブ取引を利用することがあります。また、トレーディング取引においては収益獲得を目的とするほか、取引ノウハウの蓄積、相場動向の把握等を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

当行グループの利用しているデリバティブ取引は、金利・為替・市場価格の変動リスク及び信用リスク等を有しております。当行グループではお取引先のニーズにお応えして取り扱うデリバティブ取引に対しては効果的なカバー取引を行い、またトレーディング取引は予めリスク限度額を定めて取り扱うこととして、過大な市場リスクを回避しております。また、先物取引など上場されている取引については、信用リスクはほとんどなく、金利スワップなど店頭取引についても取引の相手方が信用度の高い金融機関・事業法人であることから、信用リスクは低いものと認識しております。

なお、有価証券等をヘッジ対象とする一部のデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号。以下「実務指針」という。)等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいてヘッジ会計を適用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象：有価証券
- ・ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジの有効性については、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスクの管理

当行グループでは、経営の健全性を確保することを目的に「統合的リスク管理規程」を定め、統合的リスク管理態勢を構築しております。

様々なリスクを統計的手法による計量化などにより総体的に捉え、経営体力の範囲に収まるようコントロールしております。具体的には、半期毎の業務計画や市場変動率の予想をもとに、VaR(バリュー・アット・リスク)等をベースに信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク資本を配賦し、各業務部門ではリスク資本の範囲内でリターン獲得とリスクのコントロールを行っております。統合的リスクの状況はリスク管理部が管理し、統合リスク管理委員会に毎月、取締役会に半期毎に報告され、リスクコントロールなどの必要な施策を機動的に実施する体制としております。

② 信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスクを的確に把握・管理し、適切に対応するため、「信用リスク管理規程」等の諸規程を定めております。

まず、貸出審査にあたっては、審査部門を営業推進部門と明確に分離し、業種別貸出審査体制の下で厳正な審査・管理を行うとともに、個別案件審査において、資金使途・事業収支計画・投資効果等を検証し、返済財源や計画の確実性・妥当性を十分に検討しております。

与信ポートフォリオ管理の観点からは、特定先や特定業種等への与信集中排除や信用コストに見合う収益の確保に努めております。

なお、業況が悪化した与信先については、経営改善支援や事業再生支援を通して、信用リスク改善に向けた取組みを行っております。

信用リスク管理の前提として、信用リスクの程度を客観的に統一的な尺度で評価する「信用格付制度」を定めており、与信先の決算期の到来や信用状態の変化があった時には、信用格付を随時見直しております。

信用リスク量や与信集中の度合いなどについては、リスク管理部が管理のうえ毎月開催される統合リスク管理委員会において経営陣に報告し、対応を協議しております。

③ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク、為替リスクを主な市場リスクと捉え、市場リスクを適切に管理することにより、当行グループが保有する資産価値の減少並びに信用失墜を回避することを目的として「市場リスク管理規程」を制定し、組織体制、市場リスクの特定、評価及びモニタリングの方法、並びに市場リスクのコントロール及び削減に関する取り決めを明確にしております。

統合的リスク管理のもと、半期毎に業務別（預金・貸出金、政策投資株式、政策投資株式以外の有価証券等）にリスク資本を配賦するとともに、ポジション運用枠（投資額又は保有額の上限）及び損失限度額、協議ポイント（対応方針を見直す損失額の水準）を設定しております。担当部署は、これらのリスクリミットの範囲内で機動的かつ効率的に市場取引を行っております。また、これらのリスクの状況についてはリスク管理部が統合管理し、統合リスク管理委員会に毎月、取締役会に半期毎に報告され、必要な施策を機動的に実施する体制を構築しております。

デリバティブ取引の取扱いについては、予め定められた規程・方針の下に行うこととし、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）及び市場事務部門（バック・オフィス）が取引残高、時価評価、損益、リスク量等の管理・把握を行うほか、定期的に経営陣等に報告を行いリスクのチェックを行う相互牽制体制をとっております。特にトレーディング取引については、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）がポジション額、リスク量、ロスカットルールの適用について厳格な管理を行っております。

④ 流動性リスクの管理

流動性リスクに対しては、「流動性リスク管理規程」を定め、安定した資金繰りを行うことを第一義としております。また、不測の事態に備えては「流動性リスクに対応したコンティンジェンシープラン」を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注3）参照。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | | | |
|------------------|------------|---------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券(その他有価証券) | 357,810 | 877,956 | 225 | 1,235,992 |
| 株式 | 128,793 | 6,642 | — | 135,436 |
| 国債 | 181,748 | — | — | 181,748 |
| 地方債 | — | 494,449 | — | 494,449 |
| 社債 | — | 233,920 | 225 | 234,145 |
| その他(*1) | 47,268 | 142,943 | — | 190,212 |
| うち外国債券 | 37,931 | 86,730 | — | 124,661 |
| 資産計 | 357,810 | 877,956 | 225 | 1,235,992 |
| デリバティブ取引(*2)(*3) | — | 904 | (31) | 873 |
| 金利関連 | — | 780 | — | 780 |
| 通貨関連 | — | 124 | — | 124 |
| クレジット・デリバティブ | — | — | (31) | (31) |

(※1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は3,204百万円であります。

なお、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 期首残高 | 当期の損益又はその他の包括利益 | | 購入、売却及び償還の純額 | 投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額 | 投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額 | 期末残高 | 当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 |
|-------|-----------------|-------------|--------------|------------------------|--------------------------|-------|---|
| | 損益に計上(※1) | その他の包括利益に計上 | | | | | |
| 6,002 | 207 | △188 | △2,815 | — | — | 3,204 | — |

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(※3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は547百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

| | 時価 | | | | 連結貸借対照表計上額 | 差額 |
|---------------------------|------|-----------|-----------|-----------|------------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | | |
| 有価証券 (満期保有目的の債券) 社債 | — | — | 49,665 | 49,665 | 50,058 | △393 |
| 貸出金 | | | | | 5,032,760 | |
| 貸倒引当金(※1) | | | | | △20,357 | |
| | — | — | 4,924,722 | 4,924,722 | 5,012,403 | △87,680 |
| 資産計 | — | — | 4,974,387 | 4,974,387 | 5,062,462 | △88,074 |
| 預金 | — | 6,367,201 | — | 6,367,201 | 6,369,369 | △2,167 |
| 借入金 | — | 488,100 | — | 488,100 | 488,100 | — |
| 負債計 | — | 6,855,301 | — | 6,855,301 | 6,857,469 | △2,167 |

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や上場投資信託、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットにはTIBOR、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、商品及び期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを、市場金利で割引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2025年3月31日)

| 区分 | 評価技法 | 重要な観察できないインプット | インプットの範囲 | インプットの加重平均 |
|---------------|-------------|-----------------|-----------------------|----------------|
| 有価証券(その他有価証券) | | | | |
| 社債 | 割引現在価値法(*1) | 倒産確率 倒産時の損失率 | 23.2% 20.0%－100.0% | 23.2% 41.7% |

(*1) 一部の社債については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、社債価額から当該貸倒見積高を控除した金額を時価としております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2025年3月31日)

(単位：百万円)

| | 期首残高 | 当期の損益又はその他の包括利益 | | 購入、売却、発行及び決済の純額 | レベル3の時価への振替(*2) | レベル3の時価からの振替 | 期末残高 | 当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1) |
|------------------|------|-----------------|-------------|-----------------|-----------------|--------------|------|---|
| | | 損益に計上(*1) | その他の包括利益に計上 | | | | | |
| 有価証券(その他有価証券) | 168 | — | △3 | △7 | 68 | — | 225 | — |
| 社債 | 168 | — | △3 | △7 | 68 | — | 225 | — |
| デリバティブ取引 | △36 | 4 | — | — | — | — | △31 | △31 |
| クレジット・デリバティブ(*3) | △36 | 4 | — | — | — | — | △31 | △31 |

(*1) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 当該有価証券は自行保証付私募債であり、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため、満期保有目的の債券からその他有価証券に保有区分を変更したものであります。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる項目については、△で表示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率及び倒産時の損失率であります。これらのインプットの著しい増加(減少)は、それら単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時の損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴います。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内容等に関する事項で開示している計表中の「有価証券(その他有価証券)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|--------------------|------------|
| 市場価格のない株式等(*1)(*2) | 4,767 |
| 組合出資金(*3) | 11,632 |

(*1) 市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について29百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日現在)

| | 当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円) |
|----------|----------------------------------|
| 売買目的有価証券 | △ 0 |

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日現在)

| | 種 類 | 連結 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|--------------------------|-------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの | 国 債 | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 社 債 | 9,814 | 9,892 | 78 |
| | そ の 他 | — | — | — |
| | 小 計 | 9,814 | 9,892 | 78 |
| 時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの | 国 債 | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 社 債 | 40,244 | 39,772 | △ 471 |
| | そ の 他 | — | — | — |
| | 小 計 | 40,244 | 39,772 | △ 471 |
| 合 計 | | 50,058 | 49,665 | △ 393 |

3. その他有価証券(2025年3月31日現在)

| | 種 類 | 連結 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取 得 原 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|----------------------------|--------|-----------------------------|------------------|--------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | 株 式 | 127,259 | 36,395 | 90,864 |
| | 債 券 | 50,461 | 50,332 | 128 |
| | 国 債 | 48,595 | 48,474 | 121 |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 社 債 | 1,866 | 1,858 | 7 |
| | そ の 他 | 54,697 | 53,839 | 858 |
| | うち外国債券 | 39,108 | 38,765 | 343 |
| | 小 計 | 232,418 | 140,567 | 91,851 |
| 連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | 株 式 | 8,177 | 9,652 | △ 1,475 |
| | 債 券 | 859,881 | 901,511 | △ 41,629 |
| | 国 債 | 133,152 | 140,540 | △ 7,388 |
| | 地 方 債 | 494,449 | 518,383 | △ 23,934 |
| | 社 債 | 232,279 | 242,586 | △ 10,307 |
| | そ の 他 | 138,720 | 147,300 | △ 8,580 |
| | うち外国債券 | 85,552 | 88,696 | △ 3,143 |
| | 小 計 | 1,006,778 | 1,058,464 | △ 51,686 |
| | 合 計 | 1,239,196 | 1,199,031 | 40,165 |

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

| | 売 却 額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|--------|----------------|------------------|------------------|
| 株 式 | 32,650 | 15,715 | 251 |
| 債 券 | 77,652 | 190 | 12,365 |
| 国 債 | 37,454 | 17 | 9,407 |
| 地 方 債 | 20,375 | 173 | — |
| 社 債 | 19,822 | — | 2,957 |
| そ の 他 | 73,537 | 522 | 3,939 |
| うち外国債券 | 39,517 | 250 | 59 |
| 合 計 | 183,839 | 16,428 | 16,555 |

5. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券68百万円について、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、連結決算日における時価が、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先が発行する有価証券については30%以上、正常先が発行する有価証券については50%以上下落した場合としております。

なお、破綻先とは、破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2025年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円) |
|------------|---------------------|----------------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 6,000 | — |

2. 満期保有目的の金銭の信託(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円) | うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円) |
|-----------|-------------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の信託 | 1,024 | 1,000 | 24 | 24 | — |

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.92%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.81%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金負債は373百万円増加し、その他有価証券評価差額金は352百万円減少し、繰延ヘッジ損益は4百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は76百万円減少し、法人税等調整額は60百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は189百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

2. 当行並びに連結される子会社及び子法人等は、2025年4月1日以後開始する連結会計年度からグループ通算制度を適用します。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報(2025年3月31日)

(単位:百万円)

| | 当連結会計年度 |
|-----------|---------|
| 資金運用収益 | 63,777 |
| 信託報酬 | 2 |
| 役員取引等収益 | 20,056 |
| うち預金・貸出業務 | 3,233 |
| うち為替業務 | 3,869 |
| うち証券関連業務 | 3,727 |
| うち保証業務 | 1,867 |
| その他業務収益 | 651 |
| その他経常収益 | 16,404 |
| 経常収益 | 100,892 |

(注) 上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益等も含まれております。

(1株当たり情報)

| | |
|-------------------------|------------|
| 1株当たりの純資産額 | 10,080円28銭 |
| 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 553円49銭 |